

2020年12月14日

各 位

会 社 名 CYBERDYNE株式会社  
代表者名 代表取締役社長 山海 嘉之  
(コード: 7779 東証マザーズ)  
問 合 せ 先 取締役コーポレート 宇賀 伸二  
部 門 責 任 者  
(電 話: 029-869-9981)

## 臨時株主総会の開催及び臨時株主総会招集のための基準日設定 並びに資本金の額の減少及び剰余金の処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）の開催及び本臨時株主総会招集のための基準日設定並びに本臨時株主総会の付議議案について決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1 本臨時株主総会に係る基準日等について

当社は、本臨時株主総会において議決権を行使することができる株主を確定するために、2021年1月8日（金）を基準日と定め、同日最終の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、本臨時株主総会において議決権を行使することのできる株主といたします。

- (1) 基準日：2021年1月8日（金）
- (2) 公告日：2020年12月18日（金）
- (3) 公告方法：電子公告（下記の当社ホームページに掲載いたします。）

<https://www.cyberdyne.jp/company/IR.html>

#### 2 本臨時株主総会の開催日及び付議議案について

- (1) 開催日時：2021年3月4日（木）午前11時
- (2) 開催場所：茨城県つくば市吾妻一丁目10番地1 ノバホール(NOVA HALL)大ホール
- (3) 付議議案：議案 資本金の額の減少及び剰余金の処分の件

#### 3 資本金の額の減少及び剰余金の処分について

##### (1) 資本金の額の減少及び剰余金の処分の目的

今後の資本政策の柔軟性及び機動性の確保と税負担の軽減を図ることを目的として、資本金の額の減少及び剰余金の処分を行うものであります。具体的には、会社法第447条第1項の規定に基づき、資本金の額を減少し、これをその他資本剰余金に振り替えるとともに、会社法第452条に基づき、資本金の額の減少の効力発生を条件に、増加後のその他資本剰余金の一部を繰越利益剰余金に振り替え、繰越利益剰余金の欠損補填に充てるものであります。なお、資本金の額の減少は、貸借対照表の純資産の部における勘定科目間の振替処理であり、当社の純資産額に変更はございません。また、発行済株式総数の変更は行いませんので、株主の皆様のお手持ちの株式数や1株当たり純資産額に影響を与えるものではありません。

(2) 資本金の額の減少の要領

① 減少する資本金の額

資本金の額 26,778,447,600 円のうち、26,768,447,600 円を減少して、10,000,000 円と致します。

なお、当社が発行しているその他の新株予約権が、減資の効力発生日までに行使された場合、資本金の額及び減少後の資本金の額が変動いたします。

② 資本金の額の減少方法

発行済株式総数の変更は行わず、減少する資本金の額の全額をその他資本剰余金へ振り替えます。

(3) 剰余金の処分の要領

① 減少する剰余金の項目及びその額

その他資本剰余金 10,355,087,255 円

② 増加する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 10,355,087,255 円

(4) 資本金の額の減少及び剰余金の処分の日程

- |                   |                |
|-------------------|----------------|
| ① 取締役会決議          | 2020年12月14日(月) |
| ② 債権者異議申述公告日(予定)  | 2021年1月26日(火)  |
| ③ 債権者異議申述最終期日(予定) | 2021年2月26日(金)  |
| ④ 本臨時株主総会決議日(予定)  | 2021年3月4日(木)   |
| ⑤ 効力発生日(予定)       | 2021年3月4日(木)   |

(5) 今後の見通し

本件は、純資産の部における勘定科目内の振替処理であり、当社の純資産額に変動はありません。また、発行済株式総数の変更は行いませんので、株主の皆様のお手持ちの所有株式数や1株当たり純資産額に影響を与えるものではありません。なお、本件は、本臨時株主総会において承認可決されることを条件としております。

以上